

規制改革会議 地域活性化TF 議事概要

1. 日 時：平成20年10月17日(金) 14:00～15:00
2. 場 所：永田町合同庁舎1階 第3共用会議室
3. 議 題：防衛省ヒアリング
「補助金等財産処分に関する対応について」
4. 出席者：【規制改革会議】
米田主査
【防衛省】
地方協力局周辺環境整備課 技術専門官 田川 大吉
地方協力局地方協力企画課 予算第一係長 榮森 賢
地方協力局防音対策課 防音総括係長 柏木 実
経理装備局会計課 機関等予算第三係長 笠鳥 清司
地方協力局地方協力企画課 予算第一係員 上野 吉靖

事務局 では、時間になりましたので「地域活性化タスクフォース」を始めさせていただきたいと思えます。

本日のヒアリングの趣旨は、4月に補助金適正化中央連絡会議より発出されました「補助金施設の転用の弾力化に関するガイドライン」を受けて各省の対応状況が趣旨に沿った正しい形で運用されているかどうか、確認することでありませう。

時間の方は20分程度で御説明いただき、その後先生の方から質問等、意見交換をさせていただきたいと思えます。どうぞ、よろしく願ひいたします。では、早速、願ひいたしたいと思えます。

柏木防音総括係長 それでは、私の方から、今回、財産処分の手続の弾力化というところでどなたが弾力化されたのか、かいつまんでお話しさせていただきたいと思えます。お手元に配られている資料の3枚目が実際に配布された通知文書になります。こちらが平成20年7月28日付で通知されまして、上から2枚目はそのポンチ絵で、「どのようなことが今までと違って一番緩和されたのか」というところが、この1番の承認手続のところで赤で書いてある「包括承認事項」というところで、地方公共団体の方が施設の経過年数10年以上である施設について財産処分を行うときは、今までの申請をいただいて国からの承認行為というわけではなくて、地方公共団体の方から報告をしていただくことをもって承認手続に替えるというところが、一番大きなところとなります。

ただ、その下の方に黒字で何点か書いてありますけれども、当省といたしましては平成13年に一度、弾力化を図っております。その際には、ここに書いてありますけれども、災害等で補助事業者の責に負わない部分で建物を解体せざるを得なくなった場合については

平成 13 年度の弾力化のときから、「報告でよろしいですよ」ということになっております。

そのほか、施設を設置して 10 年以上経ったもので、今回は財産処分全般ですが、13 年のときはいろんな公共施設等を補助の対象とさせていただいていますが、ある公共施設が社会情勢の変化等で遊休化したものについて、その有効的利用を図るために他の公共施設に変えるような場合は、届出でもって承認に替えるという弾力化を図っております。

そこを今回は転用だけではなく、財産処分全般に 10 年以上経ったものを地方公共団体について広げたというところが、一番の弾力化を図られたところになります。

田川技術専門官 もともと、当省の財産処分につきましては既に弾力化されていたところですが、今回の連絡会議の改正を受けまして、この赤字で書いている部分につきまして更に弾力化させた。そういうところでございます。

柏木防音総括係長 弾力化の部分につきましてはそういうことになります。

米田主査 できれば、その発出された文書の方で確認をさせていただきたいと思うのですが、特に地方公共団体とそれ以外とか、いろいろと分けてお書きになられていると思いますので、その辺、文言のチェックも含めてさせていただけたらと。

柏木防音総括係長 全て読み上げるのもなんですので。

米田主査 読むのも何ですよ。

柏木防音総括係長 はい。

米田主査 かいつまんで御説明していただけますか。

柏木防音総括係長 かいつまんで。では、地方公共団体とそれ以外のその違いの点について、この文書を使って、説明をさせていただきます。この通知の 3 枚目の 2 の「申請手続の特例」、こちらについてお話をさせていただきたいと思います。

米田主査 はい。

柏木防音総括係長 先ほどポンチ絵で御説明させていただきました包括承認の事項、いわゆる報告事項になります。こちらに掲げているもので大きく分けて(1)から(4)がございます。(1)、ここは地方公共団体で括られているところですが、「地方公共団体が当該周辺対策事業等に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う次の財産処分」ということで、有償譲渡及び有償貸付は除かれますが、経過年数が 10 年以上である施設または設備について行う財産処分、これが先ほどの赤で書かれた部分になります。

につきましては、10 年未満でございまして、市町村の合併の特例に関する法律であるとか、市町村建設計画、または市町村の合併の特例等に関する法律に基づいて、合併市町村基本計画に基づいて行われるようなものにつきましても、報告で構いません。

(2)につきましては、災害、もしくは火災等により使用できなくなった施設、もしくは構造上、危険な状態にある施設の取り壊しと破棄。ここは地方公共団体、それ以外の分けはございません。

(3)でございます。新たに補助金等の交付を受けずに代替施設等を復元した上で行う財産処分。こちらにつきましても、地方公共団体、それ以外を問いません。

(4)でございます。地方公共団体以外のものが行う経過年数10年以上の施設の転用であって、私どもが行っている周辺対策事業の交付の対象となる施設その他の公共用の施設への転用を行う場合は報告事項でよいですよと。

ここで地方公共団体とそれ以外で違うところは、10年以上経ったもので地方公共団体であれば財産処分の種類は転用だけではなくて、譲渡、交換、担保等全般が報告で済まされると。

(4)のところは転用、いわゆるその他の公共施設への転用につきましては、地方公共団体以外のところでも報告で結構ですと。ここが地方公共団体とそれ以外のところの違いになります。

では、なぜここでその差異が生じるか。多分、そういうお話になるかと思いますが、そこにつきましては地方公共団体の方が財産処分を行う場合は、当然、利用者の意見聴取であるとか、議会の審議などを経て、ある程度のコンプライアンスが保たれて財産処分の手続が行われることになりましてけれども、地方公共団体以外の方が財産処分をなされる場合は、公共性の観点に加味されているかどうかというところを、申請を上げていただいて、中身を見させていただいた上で承認行為をしていくということで議会等の審議を経たものとは、一つ、段階を置いて中身を見させていただく方法を取っております。

あとは国庫納付に関する基準のところですが、地方公共団体が行う財産処分の場合で、財産処分をした後に国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合は列記されているのが、次のページになります。まず、包括承認事項。これの地方公共団体に当てはまる部分については、返納は発生いたしません。

につきましては、経過年数が10年未満であっても、市町村の合併、地方再生等の施策に伴い、社会資源が当該地域において充足しているとの判断のもとに行われる財産処分であって、防衛大臣等が「適当である」と個別に認めるものにつきましても、返納金はいただいております。あと、転用した後に同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡、または無償貸付についても、いただいております。それと道路拡張等の設置者の責に帰さない事情によりやむを得ない取り壊しの場合も、いただいております。その他、条件を付さないことが適当であると個別に判断をさせていただく場合もございます。

その次が地方公共団体以外の方が行う場合で条件を付さずに承認する場合がありますが、こちらにつきましては包括承認制度、先ほど、御説明をさせていただいた中で地方公共団体以外の方の部分に当たる部分でございます。

そのほかに経過年数は10年以上である施設で財産処分を行われる場合で、無償譲渡、または無償貸付の後に引き続き他の公共用の施設として使用する場合につきましても、いただいております。また、交換により得た施設等において周辺対策事業等を行う場合もいただいております。また、国または地方公共団体への無償譲渡、または無償貸付、こち

らの場合もいただいております。その下は、地方公共団体とほとんどイコールな形になっております。

そこで、この差の部分ですが、簡単に申しますと地方公共団体の場合は包括承認制度で、届出事項で大体の財産処分が認められております。地方公共団体以外の場合は包括承認制度にはなりません、ここに書いている種々の事情に沿う場合は返納金はいただきません。いわゆる、包括承認制度であれば地方公共団体は自動的に返納金は要らなくなるのですが、地方公共団体以外の方の財産処分であっても、ある一定の条件を満たすものについては、当然、申請は必要ですが、返納の必要はございませんということで分けさせていただいております。

大きな違いというところは、そういうところになります。簡単に言うと、地方公共団体は包括承認制度の中でほとんどが処理されるのですが、地方公共団体以外の場合であっても、包括承認制度以外の部分につきましても、ある程度、同レベルで、お金の返却の部分については同じような措置が受けられるということになります。

田川技術専門官 一応、報告を受けた後で国庫納付については免除していこうということをございます。

米田主査 続いて再処分の方をよろしくお願ひします。まだ、全部、御説明いただいでいないので、今、私、全部チェックをさせていただいております。

柏木防音総括係長 (3)の「再処分に関する条件を付す場合」のところを説明させていただきます。再処分に関する条件を付す場合といたしましては、前のページになってまいりますけれども、上記の(1)のうち、
、
、及び
の場合には再処分に関する条件を付すものとする。ここでわかりやすく説明いたしますと、無償譲渡と、その後、継続して公共施設として使っていただく場合の承認をしている場合には、その後、また新たな処分を行うときは再処分の申請を出してくださいということになります。

3は「担保に供する処分」になります。担保に供する処分につきましては、抵当権が実行に移される際に財産処分納付金を国庫に納付されていることを条件として承認いたします。補助対象財産を取得する際に当該補助対象財産を取得するために行われるもの。それをつくるときの資金ということになります。(2)につきましては、補助事業者がその事業を行うことによるところの資金繰りのために、抵当権を認めなければ事業の継続ができないと認められるもので返済の見込があるものということになっております。

第4番。「財産処分納付金の額」のところになります。1は有償譲渡または有償貸付をした場合の考えになります。(1)、「地方公共団体の場合」。としまして譲渡額等を基礎として算出する場合。公共団体が行う次に掲げる有償譲渡、または有償貸付に係る財産処分納付額は、譲渡額、または貸付額に総事業費に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額とする。当初の補助事業で国が補助金として出している割合分ということになります。

この計算の仕方をする場合は、その下からア、イ、ウとありますけれども、アは地方公共団体の判断のもとに行う経過年数が10年以上である施設の有償譲渡、または有償貸付。

イといたしましては、10年未満であっても、市町村合併、市町村再生等の施策に伴い、財産処分を行うことが適当であると認められる場合。ウといたしまして、同一事業を継続する場合の有償譲渡、または有償貸付。この3つになります。

その際も、いずれも上限額といたしまして、残存年数納付金額、または貸付年数の割合を乗じて得た額を土地等にあつては国庫補助額を上限といたします。当初、補助したものの、その財産処分制限期間の経過年数割りで残っている部分を、前の計算で出た数字の中でもそこまでを上限ということになります。残存年数納付金額をそのまま納付する場合といたしましては、今まで説明した以外の有償譲渡、または有償貸付を行う場合となります。

(2)といたしまして、地方公共団体以外の方を行う場合になりますが基本的には地方公共団体と同じでございます。

それで、その2番の「転用、無償譲渡、無償貸付、交換または取壊し等」のところでございます。国庫納付に関する条件を付された転用、無償譲渡、無償貸付、交換または取壊し等の場合の財産処分納付金額は、残存年数納付金額とする。年割りで残っているものとなります。

「担保に供する処分」ということで、抵当権が実際に実行に移された際に納付すべき財産処分納付額は、有償譲渡の場合と同じ額とするとなっております。書式は除かせていただきましたが、以上が今回の通知文書の説明になります。

米田主査 ありがとうございます。基本的なことも含めて、御説明いただいたことの繰り返しになる部分もあるかと思いますが、確認のためにどうぞよろしく願いいたします。まず、こちらの通知文書の方の確認からですが、3枚目、包括承認事項の説明の中で(1)のところ、「地方公共団体が当該周辺対策事業等に係る社会資源が当該地域において充足されているとの判断の下に行う次の財産処分」と書いてございますけれども、実は財務省から発出されております「補助金適正化法第22条の規程に基づく各省各庁の長の承認について」という文書においては、一応、「補助対象財産は、おおむね10年経過したものについては補助目的を達成したものと見なして、地方公共団体が持っているものについては届出だけで、それで承認と見なす、報告をもって承認と見なす」と書いてあるわけです。

その中に、「この事業がそのその地域において充足しているとの判断の下に」という限定要素は、限定の文章はこちらの財務省発出の方には書かれていないのです。なぜ、防衛省さんはその文書、これに新たに「充足している」という条件を付されているのでしょうか。

柏木防音総括係長 こちらが、先ほど、お話がございました文書の中で1の後ろの後半の部分になりますけれども、1の部分の後ろから3行目の一番下のところから、「当該補助対象財産に係る行政需要への対応状況の提出を求める」と書かれている部分がありますけれども、こちらの認定につきましては、やはり、例えば公民館を、今回、財産処分いたしますと。その後、「では、壊して、またその公民館をつくってくれ」という申請と

かがないように、公民館の行政需要の対応がそこで利用状況等から見込まれないからこそ転用を行ったり、壊されたりするという考えのもとに行われるということで、壊してまた同じものをつくるというのは、もともとの財産処分の趣旨に反しますので、そういうことも加味しまして、財産処分の転用が行われる場合にはそのもの自体の行政需要が、利用率が下がったとか、そういうことがあってこそ、転用、財産処分が行われるということで付け加えさせていただいているのですが。

米田主査 ただ、それは大前提ではなくて、一応、基本は「10年経ったものは包括承認でいい」ということがまず基本であって、そのときに出さなければいけない書類の中にそういう行政需要とかが書かれていることということですよ。

柏木防音総括係長 はい。

米田主査 そのときの行政需要というのは、時代も変化しておりますから、この事業が、今、時代が変わっても引き続き必要だという補助金を付けたときと同じ条件ではなくなっているかもしれないわけですよ。例えば少子高齢化で子どもが少なくなったとか、いろんな事情で変わっているので、そもそも、当該対策事業というものが必要かどうかという行政判断も含めて、行政の方がそういう行政需要の対応状況の提出をするわけですよ。必ずしも、こういった、今やっている事業がそのまま何らかの形で継続されることを担保するという条件ではないのではありませんか。

柏木防音総括係長 その担保するとか条件というより、財産処分の大もとの考えの中で、例えば公民館が今、必要であるのに、財産処分を行うということは考えられません。

米田主査 必要かどうかというのは、それは今の行政需要の対応状況の中で自治体自らが判断されればいいことであって、この、今、ここに書いてある防衛省さんの文言そのものは、実は今までの補助財産を転用するときに「この事業はちゃんとほかの形で継続されるんですね」ということを念押しして取り壊しを認めるようなときによく使われていたのではないかと思うのですが。

柏木防音総括係長 こちらの書き方は継続するというより、先程の例のような話です。

米田主査 おっしゃることはわかりますが、ただ、どちらかという、今、言葉で言っている御趣旨は「この財務省発出の文書に沿った形なんですよ」というお話をされていますよね。

柏木防音総括係長 「沿った」というか、本当にかみ砕いて話しますと、例えばお子さんが使われるような施設をつくりました。その後、需要がなくて、お年寄りが増えてきたのでお年寄りが使うような施設に転用される。そういう状態をもって転用が行われるという考えでありまして、例えばお子さんがいっぱいいるような地域で、お子さんが使いたいにもかかわらず、そういう行政需要があるにもかかわらず、ほかのものに転用することはなされないようにということです。

米田主査 ただ、やはりこれから、本当に自治体が物すごく財政悪化している中で、今までのサービスを例えば合併したからといって、ずっと継続して同じ水準で維持できると

は限らないような財政事情の自治体が、今、出始めていると聞いております。そういう中で起こってくる補助財産の処分においては、ややそういったサービスが低下することを、皆で、市民の方々が納得した上で補助財産を処分されることもあるかもしれません。

柏木防音総括係長 当然、そうですね。

米田主査 そういうときに、こちらの財務省発出の文書であれば、それはそういうことで、皆で納得して出していくわけですから、カバーできますけれども、この防衛省さんの文書になると、例えば今やっている事業が「ちゃんとそれが充足しているとの判断のもとに行う」と書くと、そのレベルを下げないことが大前提になってしまって、そのように読めるんですよ。

柏木防音総括係長 そこはそういう意図ではなくて、そこでそういう需要があるにもかかわらず。

米田主査 というのは、今、私、各省さんが出していっしょのものを、全部、チェックしているのですが、こういう文言をここで書いてこられたのは防衛省さんが初めてなんですよ。事務局、そうですね。勿論、中で、申請書の中でそういうことを行政需要について書いてくれというのは、勿論、あるんですよ。けれども、包括承認事項の文言の一番頭に「この判断のもとで行う」と書いてこられたのは、多分、防衛省さんが初めてだと。ちょっと、私もすべてを確認しているわけではないので、いい加減なことなら申し訳ないと思いますので、事務局に確認させたいと思いますけれども。

田川技術専門官 地方公共団体がそこは需要を満たしているという判断、判断をするのは防衛省ではなくて、地方公共団体の方が判断したものを報告としてという形です。

米田主査 ただ、充足していなくても、続けられなくなることもあるので、やや住民サービスが低下するというのも、今、財政困難の中で生じているので、充足しているとの判断のもとに行わないこともあるかと思うのです。「やや足りないにしても、皆で我慢しようね」という判断のもとで行う補助財産の転用もあると思うので。

柏木防音総括係長 ただ、ここはあくまでも包括承認制度のところですので、それは届出でいいですよ。その他につきましても申請という制度は取りますけれども、そこで「返納金を返してください」とか、そういう判断には当然、至りませんので。

米田主査 ただ、こういうふうに出されてしまうと、やはり地方自治体の人は充足されていない場合は転用できないのではないかと感じてしまうのではないかと。これを読んで、説明を聞くことなく、これだけを読む市町村の職員の立場になって考えると、「充足してこれを処分してしまうと、やや住民サービスが低下することになってしまふな」と思ったときに、この文章を素直に頭から読むと、「あっ、転用できないのではないか」という懸念もあるかなと、私が親心で思ったわけです。

柏木防音総括係長 これはあくまでも包括承認制度で、届出をもって承認に替えるという制度ですので、承認さえ行えば、事情を斟酌して、当然、承認はありますので。

米田主査 これは後でまたちょっとお話しすることにして、今の言葉から、これは一応、書いてはあるものの、十分、自治体の事情を斟酌してやることであって、決してそれを制限をかけるためにつくった文言ではないということ、今、確認しました。 田川技術専門官 もともと「何でもかんでもいいよ」ということではなくて、行政サイドとしても、きちんと判断した上で申請なり報告なり、形を取っていただくということです。

米田主査 わかりました。御趣旨はわかりました。決して制限をかけたり、損なうものではないということもわかりました。

柏木防音総括係長 今回、趣旨が弾力化です。

米田主査 だから、これは、この文章そのものが難しいですよ。自治体の人を読んだときになるべく誤解なく読んでいただけるようにと思って、今、しゃべっているわけです。それから、次に地方公共団体が実は経過年数 10 年未満のもの、 のポジションですが、です。10 年未満のもの、施設において行う財産処分であっても、市町村合併の特例に係る法律などによるものであれば、これは包括承認制度の対象になるとということが書いてあるのですが、実はこちらの財務省発出の文章によると、10 年未満であっても、勿論、災害のことは書いてありますね、それから、この人の責任ではない事由による財産処分もあります。市町村合併もあります。

もう一つ、実は「地域再生等の施策に伴う財産処分については、1 と同様にする」と書いてあって、もう一個、ここに本来であれば入るべき文言は、「地域再生等の施策に伴う財産処分も市町村合併と同じようにする」というのが入るのではないかと思うのですが。

柏木防音総括係長 地方公共団体が「これが地域再生に資するんだよ」というものについてとはということですか。

米田主査 財務省見解は、ここの読み方なのですが、今日、そこに内閣府の地域再生計画の方に来ていただいておりますが、地域再生計画に入っているものというのが一つと、あと国の施策で地域再生に伴う施策がございますよね。例えば経済産業省さんがやられているものとか、そういった国の施策に伴うものについてはというふうに読むということで、財務省さんのヒアリングのときにはお話を聞いているんですよ。ただ、防衛省さんは別に地域再生に伴う施策は余りやっていないので、この場合はもう一つ入れるとしたら、「地域再生法に伴うものについては」ということになると思います。

柏木防音総括係長 注書きに、下になってしまっていますけれども。

米田主査 この注書きは、つまり包括承認制度であるということですか。

柏木防音総括係長 この承認に定める手続を要しないということになっておりますので。

米田主査 はい。わかりました。では、その次に、今度は地方公共団体以外の者が行う 10 年以上の転用は防衛省さんのいろんな対策事業等の、つまり防衛省関連事業であれば包括承認の特例にしますよということですよ。防衛省以外のものについてはどうされるのですか。

柏木防音総括係長 包括承認制度の、上から行くと 3 枚目の包括承認制度のところの 2

の(4)。包括承認事項の(4)に当たるところですけれども。

米田主査 そうです。

柏木防音総括係長 こちらについては地方公共団体以外の方々が行うもので、10年以上である施設の転用であって、防衛の周辺対策事業等の交付の対象となる施設、その他の公共用の施設ということで、当省の交付の対象となる施設だけに限定しているわけではなく、公共用に使われるような施設であれば。

米田主査 そうか、そうか。では、その他、公共用の施設が転用であれば。それで「公共用」というのはどういう意味でしょうか。

柏木防音総括係長 広く一般の方が利用されるような施設というか、一定の利益を追求するような施設ではない施設ということで考えております。

米田主査 公のために使う。

柏木防音総括係長 公。

米田主査 不特定多数の。

柏木防音総括係長 そうですね。皆さんが使える施設といたしますか。

米田主査 不特定多数の利益のためでしたっけ。

柏木防音総括係長 利益。一部の一定の方の利益ではなくて。

米田主査 不特定多数のですよね。公の目的に使われる。

柏木防音総括係長 そうですね。公の目的に使われるような施設であれば。

米田主査 わかりました。それで、例えばそうではないものについてはどうなるんですか。ここは包括承認制度ですけれども、その前に地方公共団体以外の者が持っているもので10年以上経ったものをほかに転用したいときには。

柏木防音総括係長 公共性がないものに転用するということですか。

米田主査 公共性だけとも言えないものに転用したいときには。

柏木防音総括係長 例えば具体的にはどのような施設を念頭に。

米田主査 例えば、地域産業興しをしたいという地域の方々や産業振興の施設で、例えばそのみそをつくったり、その果実でジャムをつくったりするような地域のビジネスですよね。地域の方々や農家の主婦の方々やみそをつくったり、ジャムをつくったり、ジュースをつくったりするのは、これは皆でやってはいても、公共性というよりも営利ですよね。

柏木防音総括係長 そこをどこまで見るかというのがありますけれども、私どもの対策事業の中は、もともとメニューは結構広くて、完全に利益を追求するというわけではありませんが、農作業とか漁業の方に迷惑をかけている部分、防衛施設があることによって御迷惑をかけている部分がございますので、農業用施設に関するものであるとか、漁業用施設に関するものであるとか。

田川技術専門官 私どもの補助金は環境整備法という法律がございまして、この8条の中で事業経営の安定に寄与する施設についても補助の対象としております。それといわゆる

る地方でジャムをつくったり、おっしゃったとおり、それを事業経営の安定に資するものであるということであれば、私どもの周辺対策事業の中でそれと同等の施設ということにはなりません。かなり広く。

米田主査 もともと、防衛省さんはなるべくそういった、言ってみれば「御迷惑をかけているので」というような形なので、どちらかというとなんか上意下達ではなくて、「皆様がいかに使っていただければ」という形なのですね。

田川技術専門官 もともとの考え方が防衛施設があることによって迷惑をかけている。一般の方々よりも防衛施設があるためにマイナスになっている。それをゼロまで引き戻そうという補助の考え方でございますので、そこは地元、地方公共団体以外の方についても、そのマイナスをゼロまで戻そうと。

米田主査 広く、幅広に。

柏木防音総括係長 そうです。

田川技術専門官 かなり、負担にならないようにという考え方で政策としてはやっております。

米田主査 随分、他省庁と違うんですね。「出してあげている」というのではなくて。

田川技術専門官 はい。

柏木防音総括係長 他の省庁の様な奨励的補助金か、当省は補償的要素が強い、御迷惑をかけている分の補償的要素が強い補助金ですので、もともと、地方の方とお話をさせていただきながらやらせていただいている補助金でございますので。

米田主査 なるほど。

田川技術専門官 先ほどの「制限をかけている」「壊す」の、いろんな、「充足している」というのは、やっとゼロに戻っているのに、それをまた減らすというところについては、やはり、「我々の政策としてはどうなのかな」というところもあるので。

米田主査 ここに書いてある「周辺対策事業」というのは、その住民の方々が地域振興のために興されるような、いわゆるビジネスも含んでいるということですね。

田川技術専門官 事業経営の安定ということですよ。

米田主査 全部、含んでいるということですね。

田川技術専門官 そうですね。

柏木防音総括係長 専ら営利というわけではなくて、事業経営の安定はそこで当然、事業を、いわゆる農業を営んでいる方、漁業を営んでいる方にも演習場等があることによって、御迷惑をかけている。そこを戻すということはやっておりますので。

米田主査 ただ、物事は、私は非常に想像力の乏しい人間なのですが、ひょっとしたら地方公共団体以外の者が持っているもので10年以上経ったものが、必ずしも周辺対策事業でもなく、公共用でもなく、もう、本当に民間に、勿論、これは包括承認にはならないかもしれないでしょう、売ってしまって、ほかのところに払い下げてしまって、それでお返しもしようということもありますよね。

柏木防音総括係長 有償譲渡と有償貸付はもともと包括承認制度から省かれている部分でございます。

米田主査 では、その有償譲渡と有償貸付についてどこに書いてあるのでしょうか。

柏木防音総括係長 除かれている部分がどこに書いてあるかということですね。

米田主査 そうです。

柏木防音総括係長 今回のこの包括承認制度、3枚目の2番の「申請手続の特例」と書いてあるところの、例えば地方公共団体であっても、(1)のところの終わりのところに括弧をして「有償譲渡及び有償貸付は除く」と。

米田主査 どこでしょうか。もう一回、言ってください。

柏木防音総括係長 ページ数でいうと3枚目の2番の「申請手続の特例」と書かれているところの項目の、その中でまた(1)(2)(3)(4)と分かれておりまして、その(1)が地方公共団体ですが、その一番最後のところで「有償譲渡及び有償貸付は除きますよ」と。

米田主査 はい。

柏木防音総括係長 有償譲渡及び有償貸付につきましては、もともと包括承認制度からはすべて除かれている。

米田主査 違いますよね。

柏木防音総括係長 はい。

米田主査 それはもともとどういう処分になるんですか。

柏木防音総括係長 そちらにつきましては、申請を出していただいた際の処分になると。

米田主査 それで防衛大臣の承認を得るわけですね。

柏木防音総括係長 そうです。

米田主査 そのときに、ちょっとこれは念のために確認を取りたいのですが、これは今、補助財産をなるべく既存のものをよく活用していただくためのこのたびの弾力運用化なので、例えば今のような有償貸付、有償譲渡についても、勿論、今までも申請すれば許可が出たとは思いますが、でも、その許可の出し方が前向きに、幅広く許可を出していく方向にあるということによろしいでしょうか。

柏木防音総括係長 返納金が生じる場合がありますけれども、そこで「だめ」ということは、多分、ありません。

米田主査 ないですか。では、その返納金が生じないときは、そのときは、もう一つ、お伺いしたいのですが、地方公共団体以外のもので10年以上のもので、例えば返納金が生じるときは、普通、「だめ」と言われなくて、ちゃんと返納金を出せばできるよということですね。

柏木防音総括係長 そうです。

米田主査 今度は返納金が生じないような場合のときに、例えば、「その他、公共用の施設」と書いてございますが、いろいろ、公共というのは幅広くあるわけですが、

なるべく、変なものでなければ認めようということで防衛省はお考えいただいているということ、今、確認させていただきました。

柏木防音総括係長　そうです。

米田主査　ありがとうございます。それを確認すればすごくありがたいのですが、あと再処分についてお伺いしたいのですが、結構、地方公共団体以外の者が持っているものをほかに転用しようと思うときに、地方公共団体以外のものが例えば10年未満のものというときに、一旦、地方公共団体に無償譲渡をしてしまうと、10年未満だとだめなんですね。

柏木防音総括係長　地方公共団体以外の方が10年未満のものを地方公共団体に無償譲渡ということですか。

米田主査　はい。

柏木防音総括係長　少々、お待ちください。

米田主査　地方公共団体以外の者が10年未満のものを、包括承認する制度しか書いていないので、すごくわかりにくいのですが。

田川技術専門官　申請のことも書いてありますけれども。

米田主査　では、地方公共団体以外の者が10年未満のものを処分するときの記述はどこにあるんですか。

柏木防音総括係長　そちらの方は、最初の方に包括承認が来ておりまして、もともと、それは包括承認制度のページの前の2ページ目にあるんですけれども、まず、大前提としてその2ページ目の第2のところ、基本は「承認の手続」というのがまず基本でございます。

米田主査　はい。

柏木防音総括係長　この手続の仕方がこちらの方に書いてございまして、ここに書いてあるのが、「補助事業者等が財産処分を行う場合には申請の手続をしてください」ということが書いてあるのですが、そこを「手続ではなくて、報告でいいですよ」というのを決めたのがその次のページの包括承認制度でございます。

米田主査　では、これ以前にその「手続」という文章があるわけですね。

柏木防音総括係長　あります。

米田主査　今日、それを見ていないので。

柏木防音総括係長　済みません。

米田主査　そこを見てからこれを見ないと、全体がわからないわけですね。それはなくても、口頭でも結構なので、では、地方公共団体以外の者の10年未満のものについては、この財務省発出文書によると、やはり市町村合併とか、地方公共団体以外のものだとこれと同様にすると中に書いてあるんです。ということは、例えば災害時、災害時はもうさっき言いましたね。あと、合併も一緒に入っていましたか。

柏木防音総括係長　地方公共団体以外のところで、今、地方公共団体の合併に伴い処分されるというお話なのですか。

米田主査 もう一個、地域再生等という。

柏木防音総括係長 地方公共団体以外の方が地域再生のためにということではありませんか。

米田主査 例えば、どうでもいい話ですが、例えば商工会議所とか商工会は市町村合併をすると、合併をするところが多くて、そうすると、大体、商工会議所のビルとか商工会のビルは、全国でいっぱい余っているんですよ。私はそういうイメージでしゃべっているんですよ。

柏木防音総括係長 多分、私どもの事業で商工会議所に直接補助金を交付しているところは多分無いです。

米田主査 そちらさんは防衛省ですから、余り関係ないですよ。

柏木防音総括係長 直接、補助金を交付していることは多分ありません。

米田主査 ないですね。

柏木防音総括係長 商工会議所の、商工会ではなくて、その商工会員の方々が集まれる集会場とかには出していますけれども、商工会議所の建物そのものには補助金は出していないはしません。

田川技術専門官 そもそも補助の枠組みの中にそういうものは想定されていないということですよ。

米田主査 そうですよ。枠組みが。なるほど。やはり、そこがちょっと防衛省さんの補助金の発出文書だから、そちら様用にできているので、オールではないということですよ。

柏木防音総括係長 そうです。補助の対象としているところに対してということになりますから。

米田主査 わかりました。では、済みません、何を聞いたかったかということ、実は再処分するときによく地方自治体以外の方が物を処分するときに、やはり地方公共団体が転用する方が包括承認制度で楽に転用ができるということが多いわけですよ。そうすると、一旦、無償で地方公共団体に無償譲渡して、それで地方公共団体のものになって、地方公共団体がそれからまたもう一回、包括承認制度を使って転用するということも考えられるのかなと思って。

田川技術専門官 それは無償ということですよ。

柏木防音総括係長 それは地方公共団体に一度行ったのだから、それはもう地方公共団体のものなのだから、それは地方公共団体のルールに基づいた包括承認制度になりますよねというお話ですよ。

米田主査 という話ですね。

柏木防音総括係長 そうです。

米田主査 そのときの経過年数はつくってからの、トータルの合算だから、地方公共団体に移ってから1年、2年というのではなくて、建ててから、例えば12年経ったものが地

方自治体に行って、それから一年後にもう一回、包括承認制度でするときは「経過年数が13年だから、大丈夫ですよ」という話ですよ。

柏木防音総括係長 はい。そうです。

米田主査 ここにいろいろ書いてあるので、そういうことを一応聞きたかったわけです。

柏木防音総括係長 そうでございます。

米田主査 それで、あと抵当権の設定ですが、何ページ目になるのかな。5枚目ですね。

「抵当権の設定の承認」で(1)のところはそうだろうと思います。(2)ですが、「補助事業者等の資金繰りのために、抵当権の設定を認めなければ事業の継続はできないと認められるもので」、その次ですが、「返済の見込みがあるもの」と書いてありますけれども、返済の見込みがあるかないかは、結構、微妙だったりしますけれども。

柏木防音総括係長 地方公共団体は、余りこの抵当権ということはないと思いますので、一番多く考えられるのが法人の学校であるとか、病院であるとかですが、そういうところも、当然、資金繰りで借りるとなると、法人などは私学財団のようなところがございますので、そういうところから基本的にはお金を借りたり、病院の方も、当然、銀行からお金を借りたりするわけであって、借りるときにいろんな申請書類等を出して、返済計画を立ててお金を借りられているということで、そういう返済計画等をお聞かせいただければ。

米田主査 というような考え方で判断しているということですよ。

柏木防音総括係長 そうです。

米田主査 そこから先はもうわかりませんものね。なるほど。結構、沖縄などでいろんな第三セクターとかに出資されたりしていらっしゃるじゃないですか。

上野予算第一係員 出資はないですね。

米田主査 施設に補助金を付けたりとか。

田川技術専門官 市町村に補助をして、運営を管理委託といいますか、そういう形になっているものはあるかもしれません。

米田主査 そんなこともあったものですから、これから実は第三セクターをどう事業再生していくかという中で、今、施設の用途変更が多々出てきそうな傾向が出ておりますので、念のためにちょっと聞いてみました。

田川技術専門官 当省の事業で三セクというのは余り。

柏木防音総括係長 もともと公共施設は地方公共団体です。

米田主査 それから、先ほど、ちょっと始まる前にお伺いしたのですが、防音工事をよくされるということで、そのときに例えば学校の防音施設、防音工事をされたときに、その学校が廃校になるとかで校舎をほかに転用しますよというときは、10年以上経ったものは地方公共団体、市町村立学校であれば、包括承認制度でいいわけですよ。

柏木防音総括係長 そうです。

米田主査 私立学校である場合は、10年以上経ったときは、それは防衛大臣の申請を出さなければいけないのですか。

柏木防音総括係長 基本的には災害とかそういうとき以外は、申請をいただいて、ただ、そこは当然、地方公共団体以外の方でも、学校を例えば閉校なされるとかそういうときはいわゆるその需要、地域の需要の関係で生徒さんが少なくなったとか、そういう御事情ですので、申請を出していただいて承認ということになります。

米田主査 では、余りそんなに承認に対してはハードルは高くないということによろしいですか。

柏木防音総括係長 そうですね。

米田主査 なるほど。

柏木防音総括係長 もともと、学校、つくる物に対して補助を出しているわけではなくて、学校の防音工事をしているというところで。

米田主査 防音。御迷惑をかけているということ。

柏木防音総括係長 その防音工事をしているというところがメインです。

米田主査 では、余り「返せ」というようなことはないわけですか。「防音工事費の何割を返せ」とかいうような。

柏木防音総括係長 有償譲渡とか以外は、あまりないと思いますけれども。

米田主査 ただ、有償譲渡はありますよね。

柏木防音総括係長 その場合は、御相談です。

米田主査 相当分の残存差額のその掛ける比率を返していただくという可能性はありますよね。

柏木防音総括係長 それはありますね。

米田主査 なるほど。事務局から何かございますか。

事務局 済みません。ちょっと一点だけ。

米田主査 はい。

事務局 細かいところで申し訳ありません。ちょっと確認をさせてほしいのですが、承認基準、3枚目といたしますが、包括承認事項のところですが、ここの2の(4)の部分。先ほど、ちょっとお話を聞かせていただいたところでもありますけれども、ここの(4)のところ「その他の公共用の施設への転用」というところがあるかと思えます。

この「その他の公共用の施設への転用」の場合は包括承認事項で結構ですという整理になっていますが、ここの部分の判断というか、範囲はどういうイメージかとか、要はほかの省庁さんだと、結構、ここの部分は「制限ができないので、承認に係らしめているのだ」という話もあるものですから、防衛省さんの方はより緩和的なことなので、こういったイメージで考えられて、どういう感じで、実際、対応されるのかというのが、もしあれば。それで、そういったものが使えるのであれば、他省庁も同じような形にすればいいのかなと思っていました。

柏木防音総括係長 こちらにつきましては、(4)につきましては、先ほど、一番最初にポンチ絵でもお話をさせていただいたところではあるんですが、この(4)につきまし

では、今回のこの通知で柔らかくなった部分ではなくて、既に平成13年に、地方分権推進計画に基づいて弾力化を図っている部分でございまして、ここの趣旨は先ほど、先生の方にもお話しさせていただいたのですが、広く一般といいますか、不特定多数の方が、皆さんが利用できるような施設に転用される場合であれば認められるということで、ある程度、広い、本当に広い形で考えております。

もともと、その防衛施設があることによって皆さんに御迷惑をかけている部分の、その皆さんの御迷惑を緩和するような施設に使っていただけるのであれば、当省の補助目的と大きく外れませんので。

事務局　なので、防衛省さんの場合も補助金の目的がある程度、広いので、こういった規程でも、例えば何とか事業、農業なら農業でイチヨウの栽培のために補助金を出していますとかになると、なかなか範疇が狭いのですが、防衛省さんの場合はもっと広い範囲で出されているので、こういう呼び方になるということですね。

柏木防音総括係長　一つひとつの施設を捕らまえれば、一つひとつの理由がありますけれども、その大前提として環境整備法のもともとの趣旨として防衛施設があることによる障害の防止・軽減・緩和という、もっと大きい目的でやっておりますので、そこに合致する観点であれば。

事務局　広く補助ができると。

柏木防音総括係長　はい。

米田主査　今の言葉をきちんといただいたので、確認をさせていただきました。ありがとうございます。ほかにございますか。

事務局　大丈夫です。

米田主査　では、今日は本当にどうもいろいろありがとうございました。市ヶ谷からお越しいただきまして、ありがとうございます。

事務局　どうもありがとうございました。

では、以上で終わりにしたいと思います。